

議 長 日程第6「議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は11月30日、12月2日、3日に、委員6名中6名出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第5回議会臨時会において付託された議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容 観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例の内容について逐条で、さらに施設設置予定地域との協議、合意事項、広域による運営や費用負担の詳細及び今後の運営方針等について説明を受け、現地視察を行い慎重に審査しました。

また足柄上郡猟友会副会長ほか3名を参考人として当委員会へ出席要請し、本条例について聞き取りを行いました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、持続可能な施設運営を念頭に、次の項目について申し入れます。

(1) 今後の施設の管理運営体制を早急に確立されたい。

(2) 利用に際しては地域との協議、合意事項を遵守し、問題等が発生した際には真摯に対応されたい。

(3) 施設搬入前に個体の前処理（放血等）を行い、臭い等衛生面に配慮されたい。

なお、不明な点がありましたら、私のほかにも委員がおりますので、発言をお許しください。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入りま

す。

5 番 田 代 産業厚生常任委員の方、3日間にわたる慎重な審査、お疲れさまでした。特にジビエ加工処理施設は、周辺の住民に対する環境対策に御配慮いただいた審査に感謝しております。しかしながら委員会報告書を拝見させていただき、末尾の申入れ事項のうち、2か所について疑問を感じますので、申し訳ないですけど、一問一答方式で質問させてください。

まず1点目です。(1)今後の施設の管理運営体制を早急に確立されたいという申入れです。これについて本条例第5条、管理の代行ということがうたわれてます。指定管理者に任せることができると。恐らくこの条例が制定された後に、指定管理者の指定に関する議案が、次回の議会で提案されるのではないかと私は推察してます。ということ的前提を考えますと、指定管理者となって管理を行うであろう足柄上郡で駆除を行う方々、その団体、上郡猟友会ではないのかと思いますけれども、そういう役員を今回参考人として招致されております。その中でどこまで議論されたのかなっていうふうに、私も傍聴したんですけども、ちょっと内容がこの程度でよかったのっていうふうに自問自答しながら傍聴させていただきました。

条例提案の、これ、条例見ていただきたいんですけども。提案理由、一番表紙です。議案第44号、提案理由。その中で、あ、ごめんなさい、42号です。目的の一つに、ジビエ肉の利活用を図ることっていうふうにはっきり目的でうたってます。その中で委員会で参考人に、販売先に関する質問をされておりました。これが何か明確な回答がなく、論点整理がしっかりしないまま終わってしまったことに、私は愕然としました。ジビエ加工処理施設は集会施設と違います。造ってからの管理運営。それをどのようにやるのか。

その次に、しっかりと販売先をつくって、ある程度行政から、初めは行政に、松田町に支援してもらいます。ところが、やはりある程度の年数たったときに自立できるような、そういうものがないと、財政負担も結構大変だと思います。そういった財政負担、当初3,000円で使用料を取って運営していく施設の財政負担。要は受益者負担であるとして、使用者が支払うお金。使用

者が負担するお金。また町が支援するお金。そういったものの議論が全然なされてなかった。それは次回の指定管理者の指定する議案が出たら、そのときに行えばいいというものではないと私は考えます。あくまでも指定管理者の指定が出たときは、今回の前段の委員会審査に基づいて、それがクリアできているかどうかというのが、私は今回の審査の論点であったと思います。この辺について、申し訳ないですけども、産業厚生常任委員会で報告があった、今後の施設の管理運営体制を早急に確立されたい、町に白紙委任しているような感じがしました。この問題に対してどうしてそういった議論をしなかった。3日間もあった。このことについて御回答をお願いします。以上です。

7 番 南 雲 この猟友会の方たちを呼ぶ大前提として、まだ指定管理にするかどうかということが決まってないことを大前提でお呼びしましたので、そういう観点から、こういう結論に至った次第でございます。

5 番 田 代 私はね、もう一度お話ししたいのが、この施設はこの条例が通ったら、管理の代行を委任することができるんですよ。そうなったときに、いろいろな面で問題が出てくる。だからその前に前触れとして、しっかりやっていいではなかったというふうに感じてます。やるべきだったと。ですから、確かに確定はしてませんよ。ただ広域で造った施設ですよ。上郡の町の御支援も頂きながら、松田が先頭になって造った施設。逆に言うと、それをどこの団体に、指定管理者に出すんですかね。完全に駆除した人が使う前提の条例ですよ。そうしたら、決まってないからそんなのは審議しなかったのではなくて、参考にこれから利活用をあなたたちがするとしたら、どういうふうなお考えですか。それを聞いているんですよ。南雲委員長、あなたは司会やってたと思うんですけども、委員の1人が、どこの販売先を考えても、この施設利用を本当によかった、松田町がやってくれてよかったって皆さん回答しましたよ。その後に某委員が質問して、この施設管理…ごめんなさい、この施設を使ってできた肉をどこに販売するんですか。販売先はどうですかって、はっきり質問してるんですよ。それについて、ちょっと質問の仕方はよかった

んだけど、回答者がちょっとね、勘違いされてたかもしれない。その軌道修正がないまま、うやむやに終わってしまった。私はね、それまでの進行って、傍聴したけど、しっかりやってたと思う。そこからね、何かおかしくなってしまった。ですから、申し訳ないけども、決まってないからやらなかった。それに対して私は納得できない。御回答お願いします。

7 番 南 雲 ごめんなさい、猟友会に対してそういうお答えだったんですけれども、担当課からは販売ルートとして、地元の飲食店組合、食堂とかJAのつながりで、JAとのつながりで「じばさんず」とか、旅館とか、箱根の旅館とか、国のジビエ振興協議会役員の方から県を通じて自衛隊の販路とか、それからあとクオリティーを上げて、またいろいろ桜まつりとか、そういうお考えになってるということはお聞きしております。

5 番 田 代 委員長、それは3日ですよ。

7 番 南 雲 そうです、はい。

5 番 田 代 私はその前、2日に猟友会の方、また駆除隊の皆さんが2日しかだめだということであれば、その前の1日。または3日がよければ2日に、先に環境経済課から、そういったお話を伺った中で、最後に参考人招致していろんな疑問をぶつければよかったと思います。やはり順序が逆だったから、後になって聞けない。そういう問題が出たのかなと感じます。この件に関してはこのぐらいにしまして。この次に恐らく指定管理者についても付託になると思います。その際には今の話をもう十分審査した中で、考慮していただいた中で議論していただきたいと思います。1点目については終わります。

2点目が申入れ事項の(3)、施設搬入前に個体の前処理、放血等ですか。要するに血を抜くってことですよ。解釈で言うと、2時間以内に施設に持ってきて解体しないと肉が売り物にならない。その前に捕獲したものは山で1回血抜きをして持ってくる。ということが前文だと思います。その後、臭い等衛生面に配慮されたい。この関係について、全然理解できないです。どういったことでしょうか。

7 番 南 雲 この件に関しては、猟友会の方からも、放血等のお話をたくさん伺って理

解した中で、やはり地元の方の思いというのが、とても臭いというものをすごく気にされていたということで、委員会でも臭いについてはかなり意見がいろいろ出まして、特に地元の方に配慮したということで、この3番目にこういう臭い等衛生面に配慮されたいということで、申入れをさせていただきました。

5 番 田 代 委員長ね、その件に関しては（2）利用に際しては地域との協議、合意事項を遵守し、問題等が発生した際には真摯に対応されたい。この言葉で全て済んでます。私ども地元の根石の組長さんと締結した覚書。その中にはっきり出てます。ですから、私は臭いの問題はその内容でクリアしてると思います。なおかつ根石と3回にわたって協議した内容も参考資料として配られたというふうに聞いております。ですから、それを見ていただいても、臭いについては（2）で処理されてます。

ここで私は言いたいのは、駆除した人が山で血を抜いた。臭い等衛生面に配慮されたい。地元に関しては、持ってきてもうその建物に入れちゃえば、あと問題は委員会でも出たように血なんですよね。ブロック肉にするときに血が流れます。それをきれいにすれば臭いは解決するんですよ。もう1点が内臓をさばいたときに、その内臓から出る臭い。それは中に冷凍庫があるから速やかに入れる。そういったことは猟友会とのやり取りである程度やっていたように私は聞かせていただきました。ですから、それはもう2番で済んでるんですよ。だから何で最後に臭い等衛生面に配慮されたい。これは何を言ってるのか。これが全然理解できないです。御回答お願いします。

7 番 南 雲 ちょっとこの部分に関しては、そういう対応をされた、ほかにもいろいろ、残渣の処理をするときに、ティッシュとか何か分かんないんですけど、使ったときに、そういうものから、家庭でもビニールとかにちょっと汚れがついて、後で臭いを嗅ぐと臭いが残ったりしてますので、そういう面で本当に慎重に対応したほうがいいということで、こういうことになりましたので、すみません、よろしくをお願いします。

5 番 田 代 では、3番は、最後は臭い等は地元へ気遣っていただいて、特出ししてい

ただいたと。そういうことでよろしいですね。はい、どうもありがとうございます。では、その2点に分かりませんでしたけれども、次回恐らく、指定管理者としての指定が出ると思います、そのときはまたひとつ、慎重な審議をお願いしたいと思います。ありがとうございました。質問終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。議案第42号の参考資料としてですね、参考資料の3として、5町の協定書と5町の負担金額等に関する覚書ということで、締結をされたですね、文書の写しが参考資料として添付されております。この中で、上郡他の4町でですね、やはりこの覚書の中の負担割合がですね、示されて、4町の…4町ではですね、これに理解を頂いて覚書を締結をしたというふうに思います。ただ、その際ですね、大体この利用実績割、均等割等を出すのに、単にこの金額だけだから、その元の施設負担基準額の30%、70%が概算の数字等が示されたのではないかなというふうに私は理解をいたしましたので、それらについてのですね、担当課への聞き取りで施設の運営費等の額というものが提示されたかどうか。それについてお伺いをいたします。

7 番 南 雲 担当課としては、とてもこういう…あ、担当課からは示されました。それで4町と協議する中で、数字が独り歩きしちゃいけないということで、とても慎重にお話がありました。

6 番 井 上 それは数字が独り歩きするかしらないかということではなく、他の4町でですね、示されたということは、やはり他の4町の議会にもですね、これぐらい今のところの概算では、現時点ではこの施設負担基準額というのは幾らぐらいだよというふうに示されたと思うんですね。でも、やはり大本の松田町ではですね、そういったものは示されておられません。もし委員会でそういったものをお聞きされたのであればですね、幾らなのかということをお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

7 番 南 雲 来年度予算で見るということで、270万のランニングコストを見込んでます。はい。以上です。

6 番 井 上 来年度のランニングコストとして270万円ということで担当課のほうから説明があったと。了解しました、以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第42号松田町ジビエ処理加工施設の設置及び管理に関する条例は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。(15時49分)